

定期報告の対象となる建築物・防火設備（政令指定）

〔出典：国交省のHPを基に作成〕

A. 特定建築物※1

| 対象用途 | 対象用途の位置・規模※2（いずれかに該当するもの） |
|--|---|
| 劇場、映画館、演芸場 | ① 3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの |
| 観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場 | ① 3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの |
| 病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設（下表参照） | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が300㎡以上であるもの※3 ③地階にあるもの |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（※いずれも学校に附属するものを除く） | ① 3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗 | ① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの |
| ※1該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。 ※3病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。 | |

| 防火設備 | 対象 | 例外 |
|------|--|--------------------------|
| | 上記Aの建築物の防火設備 | ・常時閉鎖式の防火設備※5 ・防火ダンパー |
| | 病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※4の防火設備 | ・外壁開口部の防火設備 |
| | ※4該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ※5普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの | |

就寝用福祉施設の詳細

〔出典：国交省のHPを基に作成〕

| 就寝用福祉施設 | 備考欄 |
|---|--------------------------------|
| サービス付き高齢者向け住宅 | ※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当。 |
| 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム | ※「寄宿舍」に該当。 |
| 助産施設、乳児院、障害児入所施設 | |
| 助産所 | |
| 盲導犬訓練施設 | |
| 救護施設、更生施設 | |
| 老人短期入所施設 | |
| 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事務所 | ※「老人短期入所施設」に該当。 |
| 老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。） | ※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。 |
| 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム | |
| 母子保健施設 | |
| 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の事務所（利用者の就寝の用に供するものに限る。） | |